

小規模自治体におけるマイナンバー対応

平成27年12月5日

全国町村会 総務部 法務支援室

弁護士 大田 裕 章

全国町村会における取組み

● 全国町村会とは

- ⇒ ・ 地方自治法263条の3に基づく町村長の全国的連合組織
 - ・ 各都道府県町村会が会員
 - ・ 地方自治の振興、発展に向けた政策に関する調査研究、政府・国会への要望 等

● 全国町村会における法務支援室の設置

- ⇒ ・ 平成26年11月 総務部法務支援室を設置

町村における条例制定支援 等を実施

● 特定個人情報保護条例(モデル条例)及び施行規則・様式(モデル施行規則)の公表

- ⇒ ・ 平成27年2月 番号法31条に基づく特定個人情報保護条例(モデル条例)
特定個人情報保護条例施行規則・様式(モデル施行規則)を公表

自治体における主なマイナンバー対応

- 特定個人情報保護評価(PIA)
- 例規整備
 - ・ 特定個人情報の保護に関する条例の整備
 - ・ 個人番号の利活用に関する条例の整備
 - ・ 同一地方公共団体内での特定個人情報の提供に関する条例の整備
 - ・ 個人番号及び特定個人情報の安全管理措置に関する取扱規程の整備
 - ・ 個人番号カードの独自利用に関する条例の整備
- システム改修
- 通知カード・個人番号カードに関する事務

特定個人情報保護評価(PIA)

- 町村の人口数

⇒ 最大で 約50,000人 規模

最少で 約200人 規模

※町村数 928

- 町村における多くの事務が 基礎項目評価 で足りる

∴ 事務の対象人数が1,000人以上10,000人未満

又は 10,000人以上100,000人未満であっても、特定個人情報ファイルの取扱者数が500人未満
又は、過去1年以内に重大事故がない

例規整備

● 町村における例規整備の体制

- ⇒ ・ 町村には法制執務を専門とする職員がいない
 - ・ 総務と兼務している町村がほとんど
 - ・ 地方分権一括法施行(2000年)以降、準則がなくなった

● 番号法施行により求められる例規整備が広範

- ⇒ 特定個人情報の保護に関する条例(必須)、 個人番号・個人番号カードの独自利用条例(任意)

● 個人情報保護条例の内容について、各自治体間において、若干の差異がある

- ⇒ 個人情報の定義(死者を含むか否か)、保有個人情報の利用停止請求の規定の有無 等

● 取扱規程について

システム改修

- 個人番号の独自利用に関する経費については国庫補助の対象外
- 個人番号がなくとも、庁内番号(個人番号とは異なる)により、既に庁内連携が可能
⇒ (例) 本人同意のうえで、福祉課が、税務課から、前年収入情報を得ることが可能
- いわゆる年金機構問題以降、安全管理措置が厳格化(平成27年10月にはガイドラインも改正)
⇒ システム見直しへの対応

通知カードに関する事務

● 通知カード

- ⇒ ・ 平成27年10月以降、順次、簡易書留により配達
- ・ 郵便局における保管期間1週間

● ある自治体における通知カードの不達状況

- ⇒ ・ 人口規模 約10,000人
- ・ 通知カード発送世帯 約4,000世帯
- ・ 返戻数(平成27年12月3日時点) 約350世帯
- ・ 窓口で交付済数 約80世帯

● 現状及び今後の事務等

- ⇒ ・ 住民課の職員3名体制
- ・ 住民票記載事項の確認及び調査
- ・ 電話対応 (非常に多い)
- ・ クレーム対応 等に追われている

一部事務組合(退職手当組合)におけるマイナンバー対応

● 退職手当組合とは

⇒ 市町村職員の退職手当支給を共同処理する一部事務組合(特定地方公共団体、地方自治法286条)
(例) 構成自治体(A市・B町・C村)の全ての退職者の退職手当支給事務を行う

● 退職手当組合におけるマイナンバー事務(個人番号関係事務)

⇒ 生存退職の場合 : 退職所得申告書、(源泉徴収票)
死亡退職の場合 : 退職所得等の受給者別支払調書

● 一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)

⇒ 構成自治体と一部事務組合とが共同処理する事務については特定個人情報の連携に関する条例不要

● 特定個人情報保護条例の制定

● 安全管理措置における苦悩

⇒ 組合事務局における保管スペース等の物理的問題
退職所得申告書は一部事務組合において7年間保管する必要がある